

香川県報



第 67 号

平成 15 年

8月26日(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () " ()

平成十五年香川県告示第三百七十五号(漁業法の規定による区画漁業、定置

漁業及び共同漁業の免許の内容となる事項等の決定)の一部訂正

道路の位置指定(二件) (水産課) (建築課) 二

公告

落札者等の公示 (政策課)

告示

香川県告示第四百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	開設者	所在地
平成一五、八、一	大久保歯科医 院	大久保 直尚	丸亀市土器町東二丁目七〇番 三

香川県告示第四百八十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、七、一八	豊浜町老人介護支援センター 三豊郡豊浜町大字 姫浜二二六〇一	豊浜町 三豊郡豊浜町大字 和田浜一五三一	居宅介護支援
平成一五、八、一	株式会社コムスン 国分寺町ケアセン ター 綾歌郡国分寺町新 居一七九二一東 城ビル二F(B室)	株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番五号	居宅介護支援

香川県告示第四百八十四号

平成十五年香川県告示第三百七十五号(漁業法の規定による区画漁業、定置漁業及び共同漁業の免許の内容となる事項等の決定)の一部を次のように訂正する。

平成十五年八月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

計画番号区一〇五号中、「計画番号区一〇五号」を、「計画番号区第一〇五号」に、同号(中)「王越町宮ノ鼻」を、「宮ノ鼻」に、「防波堤」を、「防砂堤」に改める。
計画番号区第一二五号(中)「突端」を、「旧突端」に、「海岸」を、「旧海岸」に、「四直線」を、「四直線と最大高潮時海岸線」に改める。
香川県告示第四百八十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 長土指道 第十七号

二 指定 年月日 平成十五年八月八日

三 指定道路の位置 さぬき市長尾東字新開一四九三 一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル、六・〇メートル

延長 四二・三六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

香川県告示第四百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第十号

二 指定 年月日 平成十五年八月十一日

三 指定道路の位置 丸亀市津森町字上拾丁二二〇及び同地先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇メートル及び五・〇メートル、六・六

四メートル

延長 三四・五五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第五百十七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年八月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県予算編成支援システム開発業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 総合評価一般競争入札

四 落札決定日 平成十五年八月十二日

五 落札者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 高松市中野町二九番二号

六 落札金額 九〇、〇〇〇、七五〇円

七 入札公告日 平成十五年六月二十日

八 担当課 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部

策課予算調整室決算・予算執行グループ 電話番号〇八七 八三一 三〇三四

平成十五年八月二十六日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)